

忘れていませんか？

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の手続き (1世帯10万円の給付)

確認書の提出期限は、5月31日(火)です。

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、さまざまな困難に直面した方々の生活・暮らしを速やかに支援するために住民税均等割非課税世帯等に対し、1世帯あたり10万円を支給する事業が実施されています。

令和3年12月10日時点で周防大島町に住民票があり、世帯全員の令和3年度「住民税均等割が非課税」の世帯が対象です。(住民税が課税されている方の扶養親族のみからなる世帯は対象外)対象世帯には、3月初旬に町から「確認書」を発送しています。期日を過ぎてしまうと支給ができませんのでご注意ください。確認書の提出がお済みでない方は、早め

に提出をお願いします。

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の詳細については、令和4年の広報すおう大島3月号(9ページ)をご確認ください。

【注意事項】

- ・住民税が課税されている方に扶養されている方のみの世帯であるにもかかわらず受給した場合には、詐欺罪(不正受給)に問われます。
- ・住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください。

■問い合わせ

福祉課 生活支援班 ☎0820(77)5505

防災行政無線を用いた緊急地震速報訓練を行います

日時 6月15日(水) 午前10時ごろ

内容 防災行政無線の試験放送

①防災行政無線(屋外スピーカーおよびすべての戸別受信機)から、訓練用の緊急地震速報が最大音量で放送されますのでご注意ください。

②気象・地震活動の状況等によっては、試験放送を中止することがあります。

この訓練は、全国瞬時警報システム(Jアラート*)を用いた訓練で、周防大島町以外の地域でも、全国的にさまざまな手段で情報伝達の訓練が実施されます。

*Jアラートとは、地震・津波や武力攻撃などの緊急情報を、国から市区町村へ、人工衛星などを通じて瞬時にお伝えするシステムです。

■問い合わせ 総務課 消防防災班 ☎0820(74)1000



不正大麻・けし撲滅運動

4月1日から6月30日までの3カ月間「不正大麻・けし撲滅運動」が全国一斉に実施されます。

大麻の中で、乱用されて社会問題となるのが、けしから取れるアヘンやモルヒネです。けしの中でも、「おにげし」や「ひなげし」などは、大麻成分を含んでおらず観賞用として植えても良いのですが、「セティゲルム種」、「ソムニフェルム種」のけしや「ハカマオニゲシ」は大麻成分を含んでおり、勝手に植えることはできません。

また、大麻も法律で栽培が禁止されており、勝手に植えることはできません。

なお、令和3年度は、期間中に県下80カ所において、約2万本もの植えてはいけな

いけしが発見されました。大麻、植えてはいけなけしを発見した時や見分け方が分からない時は、最寄りの健康福祉センターまたは警察署に連絡してください。

■問い合わせ

柳井健康福祉センター
☎0820(22)3631